

狂犬病予防集合注射は

中止になりました



4月に実施を予定していた令和3年度の狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全体的な日程を中止することとなりました。今年度の予防注射は、お近くの動物病院にて、受けてください。

環境政策課
☎ 0558(76)8002

🐾 飼い犬の狂犬病予防注射

- 生後91日以上の犬については、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で定められています。
- 屋内・屋外の飼育にかかわらず、狂犬病予防注射を受けさせてください。
- 伊豆の国市狂犬病予防注射済票を交付委託された動物病院以外で予防注射を受けさせた人は、環境政策課で「注射済票」の交付手続きを行ってください。
- 犬が高齢や病気で予防注射が困難な場合は、狂犬病予防注射猶予届を環境政策課に提出して下さい。その場合、獣医師が証明した猶予証明書が必要となります。(毎年手続きが必要です。)

🐾 犬の飼養における注意事項

○ 飼い犬の登録は、一生に一度必ず行ってください。(犬を飼い始めたなら市役所で登録する必要があります。)

🐾 注射済票と往診可能な病院について

○ 狂犬病予防注射を受けた時は、環境政策課で狂犬病予防注射票の交付手続きをする必要がありますが、下記の動物病院では、注射済票交付事務を委託しているため、注射後、その場で注射済票が交付されます。また、動物病院に連れていけない場合は、下記の備考欄に記載の往診可能な病院に連絡して、料金や診療状況を確認のうえ注射を受けさせてください。

狂犬病予防注射済票交付事務を委託している病院一覧

名称	住所	電話番号	備考
オリーブの木動物病院	伊豆の国市守木 818-4	0558-76-7805	往診不可
エルク動物病院	伊豆の国市田京 45-2	0558-76-8111	往診不可
ピュア動物病院	函南町間宮 896-13	055-977-0880	往診不可
斉藤獣医科医院	伊豆市修善寺 759-14	0558-72-0777	往診不可
林動物病院	三島市梅名 97-5	055-977-5430	往診可(往診料がかかります。診療や予約状況により対応できない可能性があります。電話で予約してください。)
しんえい動物病院	三島市谷田 62-8	055-976-0766	往診相談に応じます(予約状況により対応できない場合があります。)
三島動物病院	三島市南町 9-7	055-972-2210	往診可(往診料がかかります。電話で予約してください。)
木村獣医科病院	函南町間宮 769-4	055-979-1618	往診不可
いわさき動物病院	函南町平井 892-275	055-970-2377	往診可(往診料がかかります。電話で予約してください。)
堀越動物病院	伊豆市柏久保 1250-3	0558-72-1289	往診不可
高橋犬猫診療所	伊豆の国市四日町 721	055-949-4507	往診相談に応じます(予約状況により対応できない場合があります。)
ふりす動物病院	函南町平井 832-31	055-978-2787	往診可(距離により往診料がかかります。電話で予約してください。)
にらやま動物病院	伊豆の国市中 810-3	055-949-7673	往診可(往診料がかかります。電話で予約してください。)
伊豆動物病院	伊豆の国市中條 294-1	055-949-2189	往診不可
伊豆の国どうぶつ病院	伊豆の国市三福 188-4	0558-77-1500	往診不可

※事前に電話で確認し、注射を受けさせてください。

外出支援事業 高齢者・障がい者「タクシー初乗り券」 「バス・鉄道利用券」を交付します

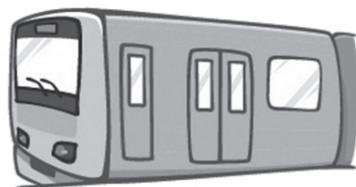
☎ 長寿福祉課 ☎ 0558-76-8011 (高齢者)
☎ 障がい福祉課 ☎ 0558-76-8007 (障がい者)

高齢者(75歳以上)と重度障がい者の皆さんが、外出する機会を多く持つことで、社会参加の促進や日常生活の利便性の向上を図ることを目的に、外出支援を必要とする人に『タクシー初乗り券』と『バス・鉄道利用券』を交付します。

◆**交付申請** 交付申請は、例年同様、4月1日から次のとおり実施します。4月は特設窓口を設置します。ぜひご利用ください。

●とき・ところ(平日のみ・祝日は除く)

- 4月1日(木)～26日(月) 8:45～16:30
大仁庁舎、あやめ会館、葦山支所
- 4月27日(火)～令和4年3月31日(木) 8:30～17:15
大仁庁舎(長寿福祉課・障がい福祉課)



●内容

- 高齢者 タクシー初乗り券×9枚、バス・鉄道利用券(100円券)×30枚
- 障がい者 タクシー初乗り券×17枚、バス・鉄道利用券(100円券)×30枚

●対象

- 令和3年4月1日現在、市内の住民基本台帳に記録されていて、次のいずれかに該当し、施設入所をしていない人
- ① 昭和21年3月31日以前に生まれた人(令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に75歳になる人は、交付対象になりません)
 - ② 身体障害者手帳1・2級を持っている人
 - ③ 療育手帳Aを持っている人
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている人

●持ち物

窓口へ申請に来る人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、後期高齢者医療被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、運転経歴証明書の中のいずれか)



注意事項

- ※ 初乗り券はタクシーに乗って初めに表示される初乗り料金相当額を助成するもので、1回の乗車に対し、1枚しか使用できません。
- ※ 今回のお知らせの内容は決定事項ではありません。市議会で令和3年度予算が議決されれば決定となります。交付対象となる人が多い(高齢者約8,100人、障がい者約1,200人)ため、議決前ではありますが、あらかじめお知らせするものです。